

第75回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年7月10日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年7月10日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年7月10日(月)午後3時00分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席36名 欠席 4名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	欠席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	欠席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	出席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	欠席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	欠席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 真田 明彦 参事 箕浦 勝宏 課長 倭 信幸
 課長 佐藤 孝司 課長補佐 今村 正樹 係長 竹田 了久
 副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 別紙 (5) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2番：柴田 一郎 27番：荒井 隆文

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第75回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番 柴田 一郎委員、27番 荒井 隆文委員をお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 (議案訂正等の説明)

6月の諮問案件について報告します。北区撫川の5条転用許可申請について、6月29日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありました。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 1番、受人は芳賀に居住し、約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により佐山の畑を10年間賃貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は吉備津に居住し、約65アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西辛川の畑を所有権移転しようとするものです。なお、北・吉備地区7番との同時申請です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は津高に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により津高の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番と5番は受人が同じですので同時に説明します。受人は東野山町に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により一宮山崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は御成町に居住し、約17アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により尾上の田を、同時申請の東区宿毛の田と併せて、3年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、第二農業委員会許可分と併せて、下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

なお、第二農業委員会申請分は、本日午前中の第二農業委員会の審議において、許可と決定されています。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から6番までの6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 7番、受人は吉備津に居住し、約65アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉備津の田を所有権移転しようとするものです。なお、中・中央地区2番との同時申請です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番と9番は受人が同じですので同時に説明します。受人は門前に居住し、約8アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により門前の畑を所有権移転し、杉谷の田を3年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は吉備津に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により吉備津の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番と12番は受人が同じですので同時に説明します。受人は津寺に居住し、約33アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により津寺の田を所有権移転し、増反により撫川の田を3年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は加茂に居住し、約34アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により加茂の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は粟井に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により粟井の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 7番から14番までの8件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 2ページ15番、受人は御津河内に居住し、約76アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津中泉の田を所有権移転しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は津島西坂二丁目に居住し、約31アールを耕作する農業者ですが、増反により御津芳谷の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 15番と16番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 17番、受人は福田に居住し、約3.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番と19番は受人が同じですので同時に説明します。受人は倉敷市茶屋町に居住していますが、西高崎の田を所有権移転し、また西七区の田を10年間使用貸借して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、また、許可後下限面積50アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

荒井委員 17番から19番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区19番までの19件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 4ページ1番、転用目的は露天駐車場及び農業用倉庫です。申請人は小山に住民登録し、高松田中の自宅に居住していますが、自宅の駐車スペースが狭く、現在通路に駐車しており、農機具の搬出入の妨げとなっているため、市道に隣接している申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

なお、農業用倉庫は既設のものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は個人用墓地です。現在の墓地は山林の中にあり、道路にも面しておらず、年齢とともに管理が難しくなっているため、道路に隣接した申請地に墓地を移転し、さらに法要等の際に親族が多く集まるため、待機場所を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 1番と2番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は御津宇垣に妻と2人で住んでいますが、住居が山の中腹にあり、老朽化も進んでいるため、申請人の目の病気や年齢も考慮して、住み慣れた現居住地に近く、平坦地にある、妻が家庭菜園として利用していた申請地に自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は今後売却する予定です。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 3番について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)は、北・吉備地区1番から御津・建部地区3番までの3件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 5ページ1番、転用目的は、永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は総社市上林にある社会福祉法人ですが、申請地の隣接地で保育園を経営しており、職員と保護者の送迎用の駐車場が不足しているため、申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題な

いと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市中帯江の官舎に家族4人で住んでいますが、農業の手伝いと祖母の世話をするため、祖母の所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は分家住宅です。申請人は檜津の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農業が手伝いやすい、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は大窪の実家に家族7人で居住していますが、住居が手狭になり、祖母の世話をするため、実家の隣接地である父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己住宅です。申請人は竹田の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、勤務先にも通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から5番までの5件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長

6番、転用目的は露天駐車場です。申請人は大内田にある宗教法人ですが、申請地の南側に檀家の墓地が60区画あり、駐車場が不足していて、墓参りに来る人が路上駐車するなど通行の妨げになっているため、墓地に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は総社市に居住しており、申請地の南側に隣接する雑種地に太陽光発電設備の設置を計画しましたが、面積が十分ではないため、申請地を所有権移転し、隣接する雑種地と一体利用して太陽光発電設備を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市中庄の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、妻の実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済の案件です。申請人は倉敷市中庄の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、農地を祖父から継承することを考慮して、農地に近い祖父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は露天資材置場です。申請人は撫川で建設業を営んでおり、北区全般の工事受注が多く、御津・総社方面への資材の廻送の拠点が必要であるため、幹線道路に隣接して交通の便の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ11番、転用目的はコンビニエンスストアです。申請人は東京都品川区に本店をおき、フランチャイズによるコンビニエンスストア等の経営を主な事業としています。申請地の近隣には住居が多いものの、店舗はなく、周辺住民からの出店要望もあったため、県道と市道に隣接し、交通量の多い申請地に賃借権を設定し、コンビニエンスストアを建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は平野の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農地を引き継いで耕作するのも便利な、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 6番から12番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 13番 転用目的は露天資材置場です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は御津高津で建設業を営んでいますが、公共工事受注量の増加に伴い、資材の仮置場が必要となったため、申請地を所有権移転し、隣接する既存の露天資材置場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 13番について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 14番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は中畦に本店を置き、プラスチック製品の製造販売を主な事業としていますが、社員増加に伴い駐車場が不足しており、現在使用している露天駐車場の返却も求められているため、工場から近い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は分家住宅です。申請人は中畦の実家に家族6人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農地を引き継いで耕作するのに便利な、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

荒井委員 14番と15番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区15番までの15件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（４）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 7ページ中・中央地区1番から8ページ南区6番までの6件で、権利取得の事由は、すべて相続で、権利の種類は所有権が5件、賃借権が1件です。あつせん希望はありません。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（４）の6件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に申請等（５）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 別紙第1号議案申請等（５）の農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成29年2月締め農用地除外申し出について、農業委員さんからいただいた意見及び事務局の確認資料をもって協議を行った結果、変更案がまとまり、市農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当との案です。また、岡山地域については編入分もあります。内容についてはご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第7号の規定による転用届は、9ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、露天駐車場2件、共同住宅2件、自己住

宅1件、車庫1件、敷地拡張1件、集合住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届は、10ページ1番から11ページ16番までの16件で、転用目的は、敷地拡張3件、長屋建住宅2件、露天駐車場2件、自己住宅、進入路、宅地造成、分譲住宅地、リサイクル施設、トランクルーム、事務所・倉庫、墓地、事務所兼食品加工所がそれぞれ1件です。専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、12ページ1番から14ページ6番までの6件です。解約理由は耕作目的が5件、転用目的が1件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、15ページ1番と2番の2件で、農業用通路、農業用露天資材置場と農業用倉庫です。

次に報告(5)農地改良届は、16ページ1番から3番までの3件で、すべて普通野菜畑です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)事務連絡事項について

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時00分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員